

企業の施工能力評価事前審査登録制度実施要領

平成 25 年 12 月 25 日 25 建企第 485 号
最終改正 令和 5 年 2 月 10 日 4 建企第 472 号

(目的)

第 1 条 この要領は、長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき、毎年度、長崎県が執行する総合評価落札方式による入札において、本要領第 2 条で定める申請項目について事前審査登録を行い、入札参加者が入札の際に発注案件ごとに提出する「企業の施工能力」に関する書類の軽減を図ることを目的とする。

(事前審査登録について)

第 2 条 事前審査登録は、原則、適用前年度に申請を行う第 1 回申請と適用年度当初に申請を行う第 2 回申請に分けて行うものとする。ただし、年度の途中から登録を申請する場合及び、既に登録している項目の変更登録を行う場合は、随時申請により行うものとする。

【第 1 回申請について】

○申請項目

- ・工事成績の評定
- ・施工実績件数
- ・優秀工事表彰
- ・継続的専門能力啓発システム

○申請期間

毎年 1 月から 2 月末日（当日消印有効）

○事前審査登録結果の適用開始日

毎年 4 月 1 日以降に公告する工事案件に適用

【第 2 回申請について】

○申請項目

- ・年間受注高の状況（年度平均完成工事高）
- ・管内の施工実績
- ・社会貢献活動の実績 A
 - ①公共施設の清掃・美化活動
 - ②災害支援に関する活動
- ・社会貢献活動の実績 B
 - ①消防団員の雇用
 - ②「土木の日」イベント運営協力
 - ③「住宅フェア」イベント運営協力
 - ④山地防災ヘルパーの活動実績

⑤道守等の雇用

⑥高校生、大学生等が取り組む建設業に係る現場実習協力

- 申請期間
毎年4月1日から4月15日（当日消印有効）
- 事前審査登録結果の適用開始日
毎年5月1日以降に公告する工事案件に適用

【随時申請について】

- 申請項目
 - ・第1回申請と第2回申請に規定する項目
- 申請期間
 - ・毎年5月1日から10日（当日消印有効）
 - ・以降毎月1日から10日（当日消印有効）
- 事前審査登録結果の適用開始日
 - ・申請月の翌月1日以降に公告する工事案件に適用

（申請の方法）

第3条

1. 事前登録を希望する者は、以下のとおり申請を行うものとし、登録申請する項目は第2条に定める項目及び内容の全部又は一部とする。

- 第1回申請
「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書（第1回申請用）（以下「申請書」という。）及び添付資料等により申請を行うものとする。

- 第2回申請
「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書（第2回申請用）（以下「申請書」という。）及び添付資料等により申請を行うものとする。

- 随時申請
「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書（随時申請用）（以下「申請書」という。）及び添付資料等により申請を行うものとする。

2. 各申請については、以下のものを提出しなければならない。
 - ・紙媒体1部（申請書及び添付資料等）
 - ・電子媒体（CD-R）1部（申請書及び提出様式の Excel データと添付資料の PDF データ）
 - ・84円切手を貼った返信用の封筒（長3号:120mm×235mm）
3. 申請書は、原則郵送によるものとする。

(申請書の確認及び登録)

第4条 事前審査登録は、申請書と添付資料の確認を行い、県データベースに登録を行うものとする。ただし、以下の評価項目については、申請データと県データに相違がある場合、申請者に連絡し、相互確認の後、登録するものとする。

- ・工事成績の評定
- ・施工実績件数
- ・年間受注高の状況（年度平均完成工事高）

(事前審査登録内容の通知)

第5条 登録内容は、「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査結果通知書」（以下「結果通知書」という。）を郵送により通知するものとし、添付資料及び電子媒体については返却を行わない。

(事前審査登録内容の使用範囲)

第6条

1. 結果通知書は、当該年度の4月1日から年度末日までに公告する総合評価落札方式の工事案件に適用する。
2. 公告された工事案件ごとに提出する技術資料の該当項目の記入欄に「事前申請済み」と記入し、結果通知書の写しを添付しなければならない。
3. 事前審査登録内容を入札案件に用いるかどうかの判断は入札参加者による。

(その他)

第7条 事前登録した内容は、建設企画課総合評価班において適切にデータ管理を行い、入札案件ごとに該当する企業の審査結果を入札執行機関に通知する。

第8条 本制度の活用は、当該企業の自由意志によるものとする。

附 則

本要領は、平成25年12月25日から施行する。

本要領は、平成27年4月1日から施行する。

本要領は、平成30年3月1日から施行する。

本要領は、平成31年2月1日から施行する。

本要領は、令和元年12月20日から施行する。

本要領は、令和3年4月1日から施行する。

本要領は、令和5年3月1日から施行する。